

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社B工場（以下「事業場」という。）に採用され、〇部品製造ラインの工員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月、別の製造ラインに担当替えとなり、長時間の時間外労働を行ったという。請求人は、体調不良のため、D病院に受診したところ、「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院加療、平成〇年〇月、うつ病は寛解したとして、事業場の〇担当に復職した。

請求人は復職後、上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、同僚からはいじめ、嫌がらせを受けたという。請求人は、体調不良となり平成〇年〇月頃から、D病院にて「うつ病」の治療を再開した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃に発病したICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」が一旦寛解状態となった後、平成〇年〇月上旬頃、新たに同ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。当審査会としても、医証及び請求人の申述等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷の出来事についてみると、次のとおりである。
- (4) 請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
- (5) 「特別な出来事以外」について

請求人は、平成〇年〇月頃から同僚らによっていじめ、嫌がらせを受けていたことや、工場長から服装の乱れなどについて怒鳴られたり全員の前で注意されるなどのパワハラを受けていた旨主張する。

これについて、労働基準監督署の調査結果からは、それを裏付ける資料は確認できないものの、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するように、請求人は特定の同僚や工場長から業務指導の範囲内の注意を受けていた事実があることは認められることから、当審査会としても、請求人が主張する上記出来事は、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）及び「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめることが相当とするも、その心理的負荷の総合評価は、いずれも「弱」であると判断する。

(6) したがって、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

(7) なお、請求人のその他の主張について子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせない。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。